

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第4回)

(新規) シリーズ企画について

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします（高圧ガス保安法令については8月号から連載しています）。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第4回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎講座—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、液化石油ガス法の制定理由と規制内容を紹介いたします。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- | | | | | |
|-----|-----------------|----------|------|-------------|
| 第1回 | 液化石油ガス法の誕生まで(1) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.6 |
| 第2回 | 液化石油ガス法の誕生まで(2) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.7 |
| 第3回 | 液化石油ガス法の誕生まで(3) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.8 |

液化石油ガス法の制定理由と規制内容

高圧ガス保安協会

山川 雅美

1 液化石油ガス法の制定理由等

昭和40年代を迎え、LPガスの消費量はますます増大し、用途（業務用を含め、工業用を除く。）は多様化し、事故の発生は行政、関係団体、関係業界の懸命な努力にもかかわらず増加の一途を辿ってきた。前回までに触れたとおり、法令による措置は、高圧ガス取締法が本来このような流通、消費の形態を想定したものでないため、これによる対応にも自ら限度があることがかねてより論じられていたところである。その限度とはおよそ次のような理由による。

- ① LPガスの家庭内の消費過程における事故防止上必要な規制は、本来事業所向けとされている高圧ガス取締法の「高圧ガスの消費」としての規制に含めるには無理がある。
- ②消費過程の事故防止は、販売業者による消費者教育等販売業者の積極的努力に期待しなければならない点が多く、高圧ガス取締法の事業所内、移動、貯蔵等に対する規制の枠内では対応できない。
- ③消費過程の事故防止のためには、ガスの組成、消費器具の規制等総合的、かつ、きめ細かな規制が必要であり、これは高圧ガス取締法に求める内容としてはそぐわない。
- ④消費者が安心して使えるガスであるため

には、保安面のみではなく取引面をも規制する必要がある。

以上を一言で要約すると、これから結論として引き出される液化石油ガス法において規制されているような規制内容とすべきであるということになる。

このような認識から、通商産業省（当時）では、液化石油ガス法の立案を計画し、その作業に着手した。これは1966（昭和41）年半ばからであり、対外的に折衝が開始されたのは同年9月の関係業界団体に（第1次）案が説明されたことに始まる。その後、関係方面と回を重ねて折衝が続けられ、1967（昭和42）年12月28日付法律第149号をもって「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法という。）」が公布（昭和43年3月1日施行）されたのである。

2 液化石油ガス法制定時の規制内容

液化石油ガス法の主な規制内容（公布当時）は次のとおりである。（見出し又は番号を含め太字になっている規制は、当時の高圧ガス取締法になく新しく規制されたものを示す。）

(1) 液化石油ガスの販売に対する規制【事業の許可】

液化石油ガスの販売の事業を行う者で、2以上の都道府県の区域内に販売所を設置して

その事業を行おうとする場合は通商産業大臣の許可を、1の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合は所轄の都道府県知事の許可を必要とする。(販売所単位ではなく事業者単位とされた。)

【許可の基準】

通商産業大臣又は都道府県知事は、販売事業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- イ 販売施設の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- ロ 販売の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。
- ハ その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ニ 前述のイ～ハに掲げるもののほか、その液化石油ガスの販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

【貯蔵施設】

液化石油ガス販売事業者は、自己の用に供する液化石油ガス貯蔵施設を所有又は占有すること。

【使用前検査】

液化石油ガス販売事業者は、販売施設(店舗及び容器置場)を設置又は変更したときには、当該販売施設についてその所在地を管轄する都道府県知事が行う検査を受け、これが所定の基準に適合していると認められた後でなければ使用しないこと。

【販売の制限】

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス指定製造事業者(液化石油ガスを分析し、及び容器に充填する事業を行う者で通商産業大

臣が指定したものが表示を付し、封を施した容器に充填されたものでなければ一般消費者等に販売をしないこと。

【書面の交付】

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、液化石油ガスの種類、引渡しの方法、消費設備の管理方法、調査の実施方法等を記載した書面を一般消費者等に交付すること。

【調査の義務】

液化石油ガス販売事業者は、消費設備が技術上の基準に適合しているか否かを定期的に調査すること。

【保安教育】

液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施すこと。

【業務主任者】

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに業務主任者(販売する一般消費者等が500戸以上の販売所にあつては2人以上、その他の販売所にあつては1人以上)とその代理者(販売所ごとに1人以上)を選任して販売に係る保安の職務を行わせること。

(2) 液化石油ガスの消費設備に対する規制

【消費設備の設置等】

イ 消費設備の設置等は、その消費設備が省令で定める技術上の基準に適合すること。

ロ 消費設備のうち省令で定める規模以上の配管設備の設置等は、政令で定める条件に適合する配管設備の工事に関する知識経験を有する者の実地の監督下ですること。

ハ 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入りする施設であつて省令で定める

ものに設置される口の配管設備等の工事をした者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

【基準適合命令】

都道府県知事は、消費設備が省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理、改造等すべきことを命ずることができる。

(3) 液化石油ガス器具等の製造及び販売に対する規制

イ 液化石油ガス器具等の販売を行う者は、指定検定機関の行う検定を受け、これに合格したのものとして所定の表示が附

されているものでなければ販売又は販売の目的で陳列してはならないこと。

ロ 液化石油ガス器具等の製造の事業を行う者は、事業区分（調整器製造事業及び液化石油ガスこんろ製造事業等）に従い、通商産業大臣の登録を受けることができること。（登録を受けた製造事業者の器具等は、イの検定を受けたものと同様の取扱いを受ける。）

以上の法律を受けて、1968（昭和43）年2月7日付省令第14号により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則が公布され、詳細な技術基準が定められた。

山川雅美（やまかわ まさみ）

